

独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見（平成29年度下半期）について

平成30年4月11日
公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、各地域の有識者150名に独占禁止政策協力委員を委嘱し、当委員会の広報活動等に協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見を聴取している。

平成29年度下半期に独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照）。

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公立中学校の制服の取引実態調査は、一般消費者にとって身近な分野であり、非常に関心を持たれたと思われる。消費者が自分の身近な取引の実態に気が付いていないことも結構あるので、そういったものについて競争政策の専門家の立場から調査し、報告書を公表することは有益である。
- ・ 各種実態調査を単に公表するだけでなく、実態調査の過程で違反と思われるような行為が見つかった場合には、事件として調査し、それを通じて業界全体の取引慣行が是正されるように取り組んでいただきたい。
- ・ 談合は日常的に存在しているが、公正取引委員会が全てを摘発しているわけではない。警察も贈収賄に絡むものは力を入れているが、単純な談合には積極的ではないと感じる。日常化している談合構造にメスを入れる機関が必要であり、リソースの制約は理解できるが、公正取引委員会には尽力してほしい。
- ・ 事業活動は、ますますグローバルに展開し、特にITやインターネット関連分野でその傾向が強くなっている。こうした状況の下で、公正取引委員会は、外国事業者の事業活動が日本国内の市場競争に影響を与える場合には、厳正に監視し法執行に当たる必要がある。

2 経済社会環境の変化と競争政策の役割等について

- ・ 民泊は低料金が売りなので、ホテルや旅館といった既存の宿泊事業者は厳しい価格競争に巻き込まれる可能性がある。その際、それらの事業者と取引する納入業者にそのしわ寄せが行くことがないように注視してほしい。
- ・ 今後、農業、医療、観光、物流は伸びていく必要があると思うが、既存の規制が多すぎるので、新しいものが育たない。例えば、農地に工場を建設して、天候

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

に関係のない作物育成をしたいというところもあるが、農地に工場を建設することは規制されているので、なかなかそのような取組が進まない。

- ・ 大手の総合ディスカウントストアが進出し、消費者は多様な商品を安く手に入れることができるようになったが、中小の小売業者は太刀打ちできない状況になったのではないだろうか。生み出された雇用の多くはパートやアルバイトといった非正規雇用で賃金は安く抑えられ、利益の多くは都心部へ還流されている。地域経済にプラスになっているのか疑問である。

3 中小企業・小規模事業者の取引条件改善、生産性向上等について

- ・ 大企業は下請法をよく勉強して規制をすり抜けるようになってきている。一方で、中小企業は下請法をよく理解できていないことが多いので、安易に大企業の言いなりになってしまっている。
- ・ 労働法で踏み込めなかったフリーランス等と事業者との取引について、フリーランスを個人事業者と位置付け、独占禁止法の適用対象であるとの考え方を示したことは評価できる。今後は、事例を積み重ねることで実際に独占禁止法の適用対象であることを世の中に示していくことが重要である。
- ・ フリーランスは個人事業主で法的知識に乏しく、契約書が無いまま業務を請け負ったり、不利な条件で契約を結ばされているケースもあると思われる。優越的地位の濫用行為など独占禁止法上の問題がないか積極的に監視する必要がある。

4 IT・デジタル関連分野への取組について

- ・ 知財などのマネジメントや、最近では拘束条件付きの契約のマネジメントが大企業側にとっては非常に重要な戦略になっており、これが、新規参入を阻害したり、優越的地位の形成につながったりして、結果、中小企業の成長に悪影響を及ぼしている可能性がある。
- ・ 最近のIT企業の動きをみていると、市場シェアは大したことがないが、先端的なシステムやソフトを開発していたり、有力なノウハウを有している企業を買収することにより、あっという間に企業グループの規模が巨大化することがある。このような形で市場を席卷することが見込まれる企業買収の審査基準を見直す必要があるのではないか。
- ・ 新興企業が保有するデータが大企業に吸い上げられて蓄積され、囲い込まれることが懸念される。データ量の格差が市場の立場を決定付けてしまう怖さも感じる。ビッグデータの囲い込みにどう対応するべきか、新規参入が阻害されないか、公正取引委員会は対応を促進してほしい。

第1 北海道ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会の活動が一般消費者にあまり知られていないのは、公正取引委員会が事件の措置を採ったことを公表しても、一般消費者にとっては身近なものではないため、なかなか関心を持ってもらえないからではないか。
- ・ 公立中学校の制服の取引実態調査は、一般消費者にとって身近な分野であり、非常に関心を持たれたと思われる。消費者が自分の身近な取引の実態に気が付いていないことも結構あるので、そういったものについて競争政策の専門家の立場から調査し、報告書を公表することは有益である。
- ・ 新電力の参入で電力の自由化が進んでいるとはいえ、電力というのは極めて公共性の高い事業であるから、需要者が大手企業であるか中小企業であるかを問わず、公平に運営していただきたいと考えている。公正取引委員会には、引き続き、電力会社の行動に目を光らせていただきたい。
- ・ 協同組合は相互扶助の原理で成り立っているが、そもそも、組合員は個々の事業者であるから、まずは組合員の利益が最優先となるべきである。農協が、個々の事業者による新規顧客開拓や利益拡大を阻害することはよろしくない。
- ・ 事業者の独占禁止法への理解不足によって、違反に問われた事業者と公正取引委員会との間で、法適用についての見解の相違が生じていることがある。それを無くしていくために、独占禁止法等の広報に力を入れるべきではないか。
- ・ 一般的に、消費者に比べて事業者に対しては、取引上のトラブルが生じても「自己責任である」といった考え方が強いように思われる。しかし、企業間取引は取引の内容が見えにくく、中小企業の中には法的知識に乏しい者もいるので、中小企業が不利益を被ることのないよう、優越的地位の濫用や不当廉売といった違反行為に厳正に対処していただきたい。

2 経済社会環境の変化と競争政策の役割について

- ・ 農協には、「組合員なんだから農協に農産物を出荷するのは当然だろう」という感覚が未だに残っているのだろう。近年、いろいろと規制改革、農業改革が言われてきている中で、農協には法律遵守に関する常識を持ってもらいたい。
- ・ 農協は組合員のためにあるということを考えて行動する必要がある。過去を踏襲すればそれでよいという時代ではなくなったということがよく分かっていない。公正取引委員会は、農協に公正な競争の在り方をもっと伝えていくべきだろう。
- ・ 公正取引委員会が北海道のリーディングカンパニーである電力会社に警告を行ったことは非常にインパクトがあった。電力会社のような大企業にも、適正な行為を求める姿勢はよいと考える。
- ・ 北海道にとって稼げる産業の一つである農業が活性化するためには、自由で

公正な競争の確保がなされていなくてはならない。農協の在り方，農家への関わり方は，北海道における競争政策で重要かつ中心的な課題である。

3 中小企業・小規模事業者の取引条件改善，生産性向上等について

- ・ 豆腐屋や味噌屋のような中小零細企業であっても，有力なブランド力を持つ商品を扱っているところは，価格が高いからという理由で大手企業による廉売に負けることはない。中小企業が差別化されたブランド商品を持つことは，大手企業の圧力を跳ね除ける力になり，取引条件の交渉でも，大手企業も雑な扱いはできないだろう。

4 IT・デジタル関連分野への取組について

- ・ 一部のプラットフォーム業者は，消費者が苦情を申し立てても，当社はお客様と小売店との間の取引の場を提供しているだけであるとして，責任を負わないとしており，消費者保護がなされていない。通信販売やインターネット上での取引で公正な競争が確保されているのか疑問に感じている。

第2 東北ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 事業者は、何かあった時は金融機関、中小企業組合等の地元の窓口にご相談に行くことが多い。こうした窓口から下請法などの相談が公正取引委員会にいくよう広く連携してもらえればありがたい。
- ・ データや人材など人々が関心を寄せる分野を検討することは良いことである。何が良くて何が悪いのか、有識者による検討会や実態調査を行って、公正取引委員会がその指標を示せば事業者も事業を行いやすくなる。
- ・ 個別事件に関する審査結果の公表は、独占禁止法違反行為の未然防止の点から有益だと思うので、今後も続けてほしい。
- ・ 2019年10月に消費税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられる。消費税の転嫁が確実に行われるよう公正取引委員会は企業への説明を強化すべきである。
- ・ 東日本大震災から7年となるが、まだ復興は途上である。復興事業で談合が行われると震災復興そのもののイメージが悪くなってしまう。そのようなイメージ悪化を防止するためにも、復興関連の談合をなくしてもらいたい。

2 経済社会環境の変化と競争政策の役割について

- ・ 農協が行う共同販売は小さな農家を守るために必要なものである。系統外に販売したい一部の者の声だけを受け、農協が競争を阻害しているとすることは一面的な見方である。農協が地域の産業を守っているという視点も加味して判断してほしい。
- ・ 全国に1万2000団体あった農協が、652団体にまで減っている。既に1県1農協になっている県もあり、それを目指している所もあるようである。農協は大きなプレイヤーであり、市場に影響を与える場合があるかもしれない。協同組合の合併に独占禁止法上何らかの対応ができる仕組みがあってもよい。
- ・ 民泊は低料金が売りなので、ホテルや旅館といった既存の宿泊事業者は厳しい価格競争に巻き込まれる可能性がある。その際、それらの事業者と取引する納入業者にそのしわ寄せが行くことがないように注視してほしい。
- ・ フリーランス関連の取組に関心がある。東北地域でもデザイナーなどフリーランスで働く人は多い。こうした人たちの仕事にも独占禁止法が関係していることはあまり知られていないので、積極的に広報を行ってほしい。

3 中小企業・小規模事業者の取引条件改善、生産性向上等について

- ・ 商工会議所の会員には小規模零細企業が多く、取引先に強く言えない会社が多い。優越的地位の濫用や下請法に基づく調査や指導を今後もお願いしたい。

4 IT・デジタル関連分野への取組について

- ・ ビッグデータやIoTには膨大な個人データが含まれるため、事故があったら責任を取るのか心配がある。2020年には5Gの通信サービスが始まり、モバイル通信を使ったホームセキュリティや自動運転がなされるようになる。そうした問題への対策や公正な競争の維持が討議されるべきである。

第3 関東甲信越ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 教育費の負担が大きいのは中高生の制服に限られない。例えば、幼稚園のバッグ、幼稚園から高校まで使用する上履きも長い目でみれば相当の負担である。
- ・ 談合は日常的に存在しているが、公正取引委員会が全てを摘発しているわけではない。警察も贈収賄に絡むものは力を入れているが、単純な談合には積極的ではないと感じる。日常化している談合構造にメスを入れる機関が必要であり、リソースの制約は理解できるが、公正取引委員会には尽力してほしい。

2 経済社会環境の変化と競争政策の役割について

- ・ 今後、農業、医療、観光、物流は伸びていく必要があると思うが、既存の規制が多すぎるので、新しいものが育たない。例えば、農地に工場を建設して、天候に関係のない作物育成をしたいというところもあるが、農地に工場を建設することは規制されているので、なかなかそのような取組が進まない。
- ・ 地方では、今後さらに後継者問題が大きくなり、企業合併も進み、地域での独占企業や寡占企業が増えることが考えられる。そういった地方の動きも注視して、競争法の観点からどのように関わっていくかを検討していただきたい。

3 中小企業・小規模事業者の取引条件改善、生産性向上等について

- ・ 中小企業庁は下請法以外でも付き合いがあるため、なんとなくどういうところか理解できるが、公正取引委員会は、そもそもどういうところか分からず、警察みたいなどころという意識があり、気軽に相談できないという思いがある。公正取引委員会から国民に近づく努力が必要である。

4 IT・デジタル関連分野への取組について

- ・ プラットフォーマーは、一旦スタンダードになってしまえばなかなかそれを崩すことができない。多くの利用者があることに価値があるため、分割することができず、後から参入するのも難しい。データのモビリティや技術情報の開示など従来の独占禁止法の範囲外の新しいアプローチも必要である。
- ・ 当社は、ホームページのコンテンツ管理業務を大手IT企業に依頼している。そういった企業は抜打ちで保守点検に来るため、利用者が突然ホームページを使えなくなる状態になり、とても困っている。IT市場の寡占化がこういったサービスの質の低下を招いているとも考えられる。

5 その他

- ・ 「どっきん」というマスコットも取組の1つではあるが、国民に理解してもらうために、もっと存在感をアピールする必要がある。一般の人からすると、

まだ公正取引委員会の知名度は低く、何をやっているか分かりにくい。

- ・ 公正取引委員会が個別の事件で対処してきたことが世の中にどう影響したのかを定量的に示した方が良いのではないか。大量のデータをA Iに分析させてみても良いかもしれない。

第4 中部ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ リニア新幹線建設工事の建設費が入札談合によって高止まりすれば、その影響は、将来、割高な料金負担を強いられる消費者に及んでくる。独占禁止法違反行為を厳しく取り締まり、談合体質の是正に取り組んでほしい。
- ・ 事業活動は、ますますグローバルに展開し、特にITやインターネット関連分野でその傾向が強くなっている。こうした状況の下で、公正取引委員会は、外国事業者の事業活動が日本国内の市場競争に影響を与える場合には、厳正に監視し法執行に当たる必要がある。
- ・ 事業者等からの事前相談を受け付けているとのことだが、相談内容の傾向を精査すれば、公正取引委員会が取り組むべき課題が分かるのではないか。
- ・ 地方自治体は、地元企業を優先させるような自由競争とは言い難い発注方法を採用している。そのような地方自治体の意識を変えていく必要があり、自由競争や競争政策の意義を改めて周知すべきである。
- ・ 日本企業が欧米の当局に競争法違反で摘発されて巨額の罰金を科せられている。日本企業を守るため、海外での違反事例を中小企業も含めて広く説明する必要があるのではないか。
- ・ 民間企業の発注案件が、なぜ独占禁止法違反に問われるのかという疑問の声があり、どこからどこまでが独占禁止法違反なのかという点が分かりにくいので、しっかりと説明していく責任がある。

2 経済社会環境の変化と競争政策の役割について

- ・ 不当廉売規制は、市場への新規参入者等の事業活動の邪魔をして、非効率な事業者を保護しているだけの政策となっていないか。
- ・ 地方自治体が発注する事業では、受注資格に過去の実績が必要となっているため、企業は受注実績を作るために採算割れでも受注しようとする。不当廉売を規制するのであれば、こういった行為を摘発すべきではないか。
- ・ 自動車業界には、知能化・情報化・電動化の3つの新しい波が来ている。車好きでなければ、自動車は目的地まで走ればいいのであって、自動車メーカーがこれまで培ってきた動力系でのノウハウの優位が薄れて、知能化・情報化の面で自動車メーカーが新規参入者に負けてしまうおそれがある。
- ・ フリーランスなど人材の獲得をめぐる競争に、今後、独占禁止法を適用するとの報道があったが、そうであれば、新卒採用者の採用日程に関する協定やプロ野球のドラフト制度など多くの課題が存在しているので、慎重な検討の上で積極的に対応していただきたい。

3 中小企業・小規模事業者の取引条件改善，生産性向上等について

- ・ 独占禁止法等をより一層浸透させるため，商工会議所の本部から，全国各地の商工会議所に対し，公正取引委員会と有識者との懇談会を開催すること，また，定期的に独占禁止法等に関する研修会を開催するような指針を出してもらうことなどが効果的ではないか。
- ・ 働き方改革によって大手企業の社員の勤務時間は短くなるのだろうが，その分，しわ寄せが下請事業者に行くことが危惧される。下請いじめにつながるようなことがないよう監視を願いたい。

4 IT・デジタル関連分野への取組について

- ・ データの囲い込みなどで公正かつ自由な競争が阻害されるような状況が生じないよう，監視を強化すべきである。データに関する報告書で指摘されている独占禁止法上問題となり得るケースが現実に生じていないか又は生じるおそれがないかなど更に焦点を絞った実態調査を実施してはどうか。
- ・ 今後，ビッグデータの利用が普及することに伴い，一部の企業が情報を独占する可能性がある。ビッグデータに関するガイドラインなどを策定し，独占禁止法違反となり得る事例を事業者に周知することも重要である。

第5 近畿ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 金融業界の再編の議論は、いつも銀行の経営という視点ばかり語られてきた。借り手の利益を踏まえて再編は問題だとしたのは、役所では、おそらく公正取引委員会が初めてではないだろうか。関西では金融業界の再編が多いが、利用者からの不満の声が多い。
- ・ 独占禁止政策協力委員に就任して5年ほど経つが、公正取引委員会の露出度が非常に高くなってきている。制服に関する実態調査や人材の検討会の話など「これも公正取引委員会の所管か」と思うような様々な課題を取り上げ、また、様々な分野の事件にも取り組んでいる点を高く評価したい。

2 経済社会環境の変化と競争政策の役割について

- ・ 外国企業が力を持っている。例えば、アメリカの情報通信関係の会社、プラットフォームと呼ばれる巨大企業や、一部の独占的な力を持った自動車部品メーカーが大きな影響力を持つようになってきている。このような企業が過度に力を振り回すことで消費者の利益が損なわれることがないかよく検証してもらいたい。

3 中小企業・小規模事業者の取引条件改善、生産性向上等について

- ・ 素材の価格が上昇している一方で、商品価格が抑えられている状況において、下請事業者にしわ寄せが及ばないか注視してもらいたい。
- ・ 大企業は下請法をよく勉強して規制をすり抜けるようになってきている。一方で、中小企業は下請法をよく理解できていないことが多いので、安易に大企業の言いなりになってしまっている。
- ・ 小規模企業からは、公正取引委員会による書面調査に対応している暇がない、個別に調査に来て実情を聞いて欲しいという声もある。
- ・ 中小企業・小規模事業者の取引改善は、法令の枠内で、経済合理性に基づいて行われるのが原則である。生産性の向上の自助努力を阻害する要因があれば対応すべきである。経済の活力源は中小企業であり、イノベーションも中小企業が担っている。行政には取引条件改善をサポートしていただきたい。

4 IT・デジタル関連分野への取組について

- ・ データは誰のものかという問題と、データの共有化の問題に関心を持っている。ビックデータが特定の企業しか使えないということがないようにしてもらいたい。
- ・ 知財などのマネジメントや、最近では拘束条件付きの契約のマネジメントが大企業側にとっては非常に重要な戦略になっており、これが、新規参入を阻害

したり、優越的地位の形成につながったりして、結果、中小企業の成長に悪影響を及ぼしている可能性がある。

- ・ アマゾンジャパン事件[※]等の事例の蓄積を進め、こうした違反行為が競争にどのような影響を及ぼすかを分かりやすく整理して公表してほしい。
- ・ 最近のIT企業の動きをみていると、市場シェアは大したことがないが、先端的なシステムやソフトを開発していたり、有力なノウハウを有している企業を買収することにより、あっという間に企業グループの規模が巨大化することがある。このような形で市場を席巻することが見込まれる企業買収の審査基準を見直す必要があるのではないか。

※アマゾンジャパン合同会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について（平成29年6月1日公表）
<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170601.html>

5 その他

- ・ インバウンド需要が旺盛で景気が良いのは結構なことだが、これ以上インバウンド需要が伸びるのはいかがなものかと思っている。外国人観光客の増加によってホテル需要が増加し、その結果、マンション供給が減少しているという問題もある。観光客を優先して歩道を拡げて車道を狭めれば、日常生活や運送業務に影響が出る。

第6 中国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 地方銀行の合併が話題になっている。当初、なぜ公正取引委員会が合併を認めないのか疑問を持っていたが、新聞などで委員長の談話を拝見し、消費者保護という視点で対応していることが分かった。今後もしっかり調査してほしい。
- ・ 公立中学校の学生服の取引実態調査のような消費者目線の実態調査は非常に好感が持てるし、学校が制服を導入した経緯や販売店などの決定経緯なども分かり、良い調査だと感じた。消費者には「学生服は特殊な商品」という認識があり、また、販売店が限定されていることから、「特殊品ゆえの販売戦略」と勝手に思い込んでいる場合も多いと思う。
- ・ 最近では、介護や学生服など消費者に身近な問題の調査や報告がよく目に付く。消費者が興味を持ちやすい分野を調査することで公正取引委員会を身近に感じることが出来る。

2 経済社会環境の変化と競争政策の役割について

- ・ 労働契約に関連する問題は、正規雇用者に限定されず、いわゆるフリーランスの契約者にも及んでいる。少子高齢化や人口の流出が続いており、フリーランスの必要性は高まっている。公正取引委員会は、厚生労働省と共に、フリーランスの労働環境の改善に努めてほしい。
- ・ フリーランス問題について、できるだけ早くガイドラインを作り、公表するなど、問題となり得る点を周知していただきたい。
- ・ フリーランスとして働いている人は約1200万人といわれており、この問題に公正取引委員会が取り組むことは、全国のフリーランスの方の味方になるということである。それによって、地方での公正取引委員会の知名度の向上や存在意義が飛躍的に高まるものと考えている。

3 中小企業・小規模事業者の取引条件改善、生産性向上等について

- ・ 印刷業界は、顧客からの単価の引下げと、製紙メーカーによる単価の引上げの板ばさみで苦勞している。一部の業者が長期の手形で代金を支払っているという話を聞くこともある。下請法では受領後60日以内の支払いとされており、政府からは手形サイトを60日以内とすることを目指すというような話も出ているようである。公正取引委員会は代金の支払期間などにも目を光らせてほしい。

4 IT・デジタル関連分野への取組について

- ・ どの業界もペーパーレス化に取り組んでいるが、実際には未だに紙に頼っていることが多い。IT・デジタル分野が拡大すれば、例えば企業間取引におけ

る多種多様な書類のやり取りが簡素化され、ペーパーレスになってコストも削減でき、人手不足の解消につながる可能性もある。働き方改革にも寄与すると考えられる。

第7 四国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 四国では、農業を中核事業として地域の活性化を図っている地域がある。農家が創意工夫を発揮できる自由な市場環境が確保されることが重要であることから、農業協同組合による独占禁止法違反行為に積極的に対応していただきたい。
- ・ 業界団体や商工会議所等の青年部といった世代において公正取引委員会の認知度が低い。それらの者が出席する会議で、公正取引委員会のホームページやSNSを紹介するチラシを配布するなど取り組まれてはどうか。
- ・ 課徴金制度の見直しを含む独占禁止法の改正が見送られたが、杉本委員長が、同法の改正は企業のコンプライアンス意識を高め、反競争的行為の予防につながると国会で述べられていた。公正取引委員会として不正を許さないという明確な意思表示だと評価している。是非とも法改正を実現させていただきたい。
- ・ 各種実態調査を単に公表するだけでなく、実態調査の過程で違反と思われるような行為が見つかった場合には、事件として調査し、それを通じて業界全体の取引慣行が是正されるように取り組んでいただきたい。
- ・ 全国展開するディスカウントストアが、酒類、特にビールの販売価格を周辺のスーパーマーケット等の仕入価格よりも安く設定していると聞いている。ボリュームディスカウントなど適正な販売価格が設定されているのであれば仕方ないが、買ったときによって安価になっている場合には、厳正に対処していただきたい。

2 経済社会環境の変化と競争政策の役割について

- ・ 発送電力の自由化が進む中、既存の電力会社による新規参入事業者に対する妨害行為等独占禁止法上問題があれば、厳正に対処していただきたい。
- ・ 荷主が契約に定められていない作業をドライバーに無償で行わせることがトラックドライバーの長時間労働の原因なのであれば、公正取引委員会が物流特殊指定を適用することで、長時間労働の問題に踏み込めるのではないかと。

3 中小企業・小規模事業者の取引条件改善、生産性向上等について

- ・ 2019年10月に消費税率の引上げが予定されている。地方の中小企業が消費税の転嫁拒否行為の被害を受けないよう、今の段階から、事業者に対して消費税転嫁対策特別措置法の考え方をしっかり周知していただきたい。
- ・ フリーランスは個人事業主で法的知識に乏しく、契約書が無いまま業務を請け負ったり、不利な条件で契約を結ばされているケースもあると思われる。優越的地位の濫用行為など独占禁止法上の問題がないか積極的に監視する必要がある。

- ・ 不当な減額等の下請法違反行為を行った親事業者が、その後に報復行為を行っていないかどうかを監視しているという姿勢を示していただきたい。
- ・ 下請法違反と認識されず商慣習として行われてきた行為が公正取引委員会から摘発されるケースがある。商慣習に係る違反行為類型を取りまとめて公表することで、親事業者や下請事業者への有効な啓発ができるのではないかと。

4 IT・デジタル関連分野への取組について

- ・ デジタル化への対応の取組の一つとして、インターネット銀行やネット証券など金融業界のインターネット取引に関する実態調査を行っていただきたい。

第8 九州ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会は、まだ世の中に広く知られていないので、より一層広報活動を行っていくべきである。とりわけ、公正取引委員会の活動を若い頃から知っておくことは社会人になった際に役に立つので、学生に積極的に広報活動を行っていただきたい。
- ・ 以前から、学校の制服の価格が高いと感じていた。指定店の価格が同じであることが当たり前と思っていた。「公立中学校における制服の取引実態に関する調査」の報告書を見て、制服の取引にも競争が必要だと改めて感じた。このような分野で調査を行うことで消費者の利益が守られていると実感した。
- ・ 経済活動が高度化、専門化する中で、その全てを公正取引委員会が現在の少ない定員で監視し続けることは難しいと思われる。外部から各分野の専門家を雇用するなどして監視を継続していただきたい。
- ・ 裁量型課徴金制度は、日本の制裁レベルを欧米のレベルと平準化するために有効なツールになると考えられるので、是非とも実現していただきたい。
- ・ 秘匿特権を法制化しようとするのであれば、独占禁止法のみならず日本の法体系全体にわたって議論すべきである。
- ・ 新たな課徴金減免制度に係る弁護士・事業者間のコミュニケーションに限定して、実態解明機能を損なわない範囲において秘匿特権に配慮するという考え方で、適切に運用していくことでよい。
- ・ 価格カルテルや入札談合以外の違反事件を警告や注意で処理することが増加しているように思う。取消訴訟を危惧して慎重になって処分を軽くしてしまうことは事業者側の思う壺であり、積極的に排除措置命令を出していくべき。

2 経済社会環境の変化と競争政策の役割について

- ・ ベンチャー企業の中には、資本金が僅かであるにもかかわらず売上が非常に大きい有力な事業者が多数存在する。これらの事業者は、資本金で区分される下請法上の親事業者に該当しないので下請法の規制対象とならないが、弱いものいじめのようなことをしているケースも見受けられる。このような問題に迅速に対応できるよう法改正等を検討する必要がある。
- ・ 人材に関する報告書で、労働法の対象とならず立場が不安定であったフリーランスと事業者との契約等についての独占禁止法上の考え方を示したことは、契約慣行の見直しを迫る画期的なものである。自由な働き方を選ぶ人が増加傾向にある中、フリーランス等が企業と対等に契約を結べる契機になると思われる。

3 中小企業・小規模事業者の取引条件改善、生産性向上等について

- ・ 運送業界では、一次下請、二次下請など、業務委託が多層的に行われている。下層の下請事業者ほど厳しい条件での取引を強いられているが、下請事業者は立場が弱く、取引を打ち切られることをおそれて声を上げにくい立場にある。業界全体で取引を健全化していく必要がある。
- ・ 労働法で踏み込めなかったフリーランス等と事業者との取引について、フリーランスを個人事業者と位置付け、独占禁止法の適用対象であるとの考え方を示したことは評価できる。今後は、実例を積み重ねることで実際に独占禁止法の適用対象であることを世の中に示していくことが重要である。

4 IT・デジタル関連分野への取組について

- ・ IT・デジタル関連分野は消費者には分かりにくいものの、今後ますます拡大すると考えられる。消費者にも分かりやすい方法で、規制の内容や問題事例の公表をお願いしたい。
- ・ 消費者向けeコマースのプラットフォームは、売り手と買い手の情報の格差を縮め、市場の仕組みを革命的に変えるファクターになっている。調査中とされている消費者向けeコマースの実態調査では、プラットフォーム間の競争、プラットフォームと実店舗との競争等、様々な視点から調査を行い、プラットフォームの行為が競争にどのような影響を与えるのかを整理していただきたい。

第9 沖縄ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 独立や移籍をめぐる芸能人と所属芸能事務所との契約トラブルに関し、公正取引委員会が、優越的な地位を利用して過度な移籍制限などを課すのは独占禁止法違反に当たるとの解釈を示す方針を固めたとの報道があった。芸能界からの反発が予想されるが、相次ぐトラブルを改善するため、今後の積極的な取組を期待する。
- ・ 沖縄県経済の中で観光分野は絶好調である。観光客数の増加に伴ってホテル数も加速度的に増加している。他方、ホテルで働く人材不足が年々深刻化している。人材不足に伴い下請事業者への過重な負担が強いられていないかを注視してほしい。
- ・ 事業者団体に所属していない事業者は圧倒的に弱い立場にある。そのような事業者は、自分が困っている立場にあることさえ分かっていない。困っている取引が実は独占禁止法に繋がっているということを気付かせるため、中小事業者に対し、何が違反に当たるのかを知ってもらう草の根の周知活動を継続してほしい。

2 経済社会環境の変化と競争政策の役割について

- ・ 大手の総合ディスカウントストアが進出し、消費者は多様な商品を安く手に入れることができるようになったが、中小の小売業者は太刀打ちできない状況になったのではないだろうか。生み出された雇用の多くはパートやアルバイトといった非正規雇用で賃金は安く抑えられ、利益の多くは都心部へ還流されている。地域経済にプラスになっているのか疑問である。
- ・ 有効求人倍率の改善が進み、各業種で人材不足が課題となっている。ITなどの特別なスキルを持った人材が一部企業に囲い込まれていないかなど使用者側の人材獲得競争が適正に実施されているかの検証が必要である。

3 中小企業・小規模事業者の取引条件改善、生産性向上等について

- ・ 下請法違反事件の処理を中小企業庁と連携して取り組んで勧告を行った事例があること、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議に主査として参加して関係省庁と連携して課題に対応している点を評価したい。
- ・ 沖縄県は小規模事業者が多い上に各業界のコミュニティーが狭い。このため長期的な取引関係の維持のため自社の希望を強く主張できない心理が働き、その結果、適正な条件で受注できないケースが想定される。
- ・ 公正取引委員会には、建設業、小売業、清掃やリネンの役務提供を受けるホテル業などの事業者に対し、引き続き、ヒアリングや講習等を通して独占禁止法や下請法の普及啓発に取り組んでいただきたい。

- ・ 沖縄県内で独占禁止法に関する相談が少ないのは地域性があると思う。島という限られた地域の中でトラブルが発生しないよう自由に意見を述べることができない環境となっている。公正取引委員会には、積極的に中小事業者に働きかけを行ってほしい。

4 IT・デジタル関連分野への取組について

- ・ AI業界、フィンテック業界、仮想通貨など新しい分野では、損害が生じてから対策を行っても遅い。公正取引委員会には早急に取り組んでいただきたい。
- ・ 今年6月に民泊新法が施行されると、多くの企業が民泊業界に参入して競争が過熱すると想定される。沖縄県内では観光客の増加や空家対策で民泊が盛んになっている。大手仲介サイトによる独占に繋がることがないように、公正取引委員会には、適時、実態調査や講習会等を実施していただきたい。
- ・ 新興企業が保有するデータが大企業に吸い上げられて蓄積され、囲い込まれることが懸念される。データ量の格差が市場の立場を決定付けてしまう怖さを感じる。ビッグデータの囲い込みにどう対応するべきか、新規参入が阻害されないか、公正取引委員会は対応を促進してほしい。

5 その他

- ・ 広報活動としては、時代の流れに沿ってSNSの活用を拡大し、LINEやインスタグラムなども取り入れてみてはどうか。
- ・ 大学の授業で活用できるような動画や教材を作成し、授業中にURLやQRコードからアクセスさせて授業で展開させれば、より一層の興味につながる。
- ・ 様々な職種の特に若手の方々に独占禁止政策協力委員の経験ができるようにしていただきたい。短いスパンでもよいので幅広く推薦を募り、多くの人に経験する機会を作ってもらいたい。